

# 令和6年度『ふるさとわかやま学習大賞』実施要項

## 1 趣旨

児童生徒が、体験的な学習やふるさと教育副読本等の活用を通じて、地域の自然、文化、歴史、先人などについて学習した成果を募集し、優れた取組を表彰することで、ふるさとへの興味・関心を深めるとともに、ふるさと和歌山を愛する心を育む。

また、これらの作品や学習事例を広く県内に発表することにより、児童生徒に和歌山県がもつ魅力に気づかせ、「ふるさと教育」を一層推進する。

## 2 主催 和歌山県教育委員会

## 3 協賛 公益財団法人大桑教育文化振興財団

## 4 対象

- 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校を対象とする。
- 応募については、学校単位、学年単位、学級単位、クラブ単位、その他（異学年、全校縦割りグループなど）とし、個人での応募は対象としない。
- 同一の児童生徒による複数の作品の応募は不可とする。

## 5 内容

「ふるさとの先人」や「ふるさとの産業」など、児童生徒が、各教科・特別の教科道徳・特別活動・総合的な学習の時間等において学んだ「ふるさと」の素晴らしさをまとめたものとする。

## 6 募集期間及び提出物、提出先

### ○募集期間

令和6年11月1日（金）～12月20日（金）

### ○提出する物

作品、応募用紙（作品ごとに作品名等を「取組テーマ及び作品名」欄に記入）、学校出品票（別途、電子メールで担当宛て提出）

### ○提出先

市町村立の学校においては、各市町村（学校組合を含む。）教育委員会で取りまとめの上、和歌山県教育庁学校教育局義務教育課に提出すること。

国立、県立、私立の学校においては、各学校で取りまとめの上、直接、和歌山県教育庁学校教育局義務教育課に提出すること。

### ○その他

- ・リーフレット・パンフレット部門においては、1校から和歌山県教育庁学校教育局義務教育課に提出する作品数を、取組を行った学級数が上限となるよう、校内選考を実施すること。
- ・すべての部門において、提出する作品数及び制作した作品総数を学校出品票に記載すること。

## 7 部門及び提出様式

○模造紙 ポスター部門 模造紙(788mm×1091mm) 1枚 (縦・横自由) にまとめること。

○模造紙 新聞部門 模造紙(788mm×1091mm) 1枚 (縦) にまとめること。  
「○○○新聞」等、新聞の名前を入れること。

○リーフレット・パンフレット部門

- ・リーフレット様式 A 3用紙(297mm×420mm)または B 4用紙(257mm×364mm)、  
八切り画用紙(271mm×382mm) 1枚(両面)にまとめること。
- ・パンフレット様式 A 4用紙(210mm×297mm)両面 3枚～20枚にまとめて綴じること。

○動画部門

動画(3分以内)にまとめること。

DVDメディアで、提出すること

※家庭用 DVD プレーヤーで再生できるものとする。

○その他

- \*どの部門とも、まとめる内容は取組のポイントや学んだこととする。(二次元コード等のリンク先の情報は、自作のものが望ましい。)
- \*他のコンクールなどに応募していない未発表のものに限る。
- \*写真・イラスト・人物等の使用においては、著作権、肖像権等の許諾を得たものに限る。
- \*返却については原則行わない。
- \*『わかやま何でも帳』等、参考にした資料がある場合は、応募用紙に記載すること。

## 8 審査方法及び審査基準

### (1) 審査方法

「ふるさとわかやま学習大賞審査委員会」は、応募作品の中から「ふるさとわかやま学習大賞」及び奨励賞作品を選考する。

### (2) 審査基準

- ア 和歌山県や身近な地域に関する題材であるか。
- イ 子供自身の問題ととらえ、児童生徒が中心となって学習を進められているか。
- ウ 地域や他機関との連携を図っているか。
- エ 学校や地域の特色を生かし、継続的に取り組んでいるか。
- オ 体験学習や、ふるさと教育副読本『わかやま何でも帳』『わかやま発見』を活用した学習であるか。
- カ 各教科・特別の教科道徳・特別活動・総合的な学習の時間等において学んだ知識や技能を十分に活用しているか。
- キ まとめ方や表現方法が工夫され、学習の過程が表れているか。

## 9 表彰

- ふるさとわかやま学習大賞及び副賞 全ての部門から6点
- ふるさとわかやま学習奨励賞及び副賞 全ての部門から10点  
(副賞は図書カードです。)

- \* 県教育委員会が大賞受賞校を訪問し、表彰を行う。
- \* 受賞した取組事例は、県教育委員会のホームページや教育広報誌等への掲載及び県内各地の公共施設等や「ふるさと誕生日(※)」(11月22日)関連行事等において展示するとともに、各種発表会や研修会等で活用することがある。
- \* 発表会等において、取組事例の発表を和歌山県教育庁学校教育局義務教育課より依頼することがある。  
※11月22日は、和歌山県の「ふるさと誕生日」であり、この日は、県民が郷土について理解と関心を深め、ふるさとを愛する心を育み、自信と誇りをもってより豊かな郷土を築きあげることを期する日として「ふるさと誕生日条例」で定められています。

## 1 0 その他

大賞・奨励賞を受賞した場合には、取組事例を県教育委員会ホームページに掲載するため、取組の様子が分かる写真を3点程度提出すること。また、プレゼンテーション動画部門では、ホームページ掲載のため併せて作品を mp4 形式で提出すること。

## 1 1 参考 ふるさと学習ホームページ

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/501100/furusato.html>

ふるさとわかやま学習大賞について

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/501100/taisyo2.html>

## 1 2 問い合わせ先

和歌山県教育庁学校教育局義務教育課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

【担当】教育改革班 指導主事 山岡 正史

TEL : 073-441-3661 FAX : 073-424-8877

E-mail:yamaoka\_m0001@pref.wakayama.lg.jp